

大阪府部落差別事象に係る調査等の
規制等に関する条例
及び
大阪府個人情報保護条例
について

大阪府府民文化部人権局人権擁護課
人権・同和企画グループ

《大阪府部落差別事象に係る調査等の 規制等に関する条例制定・改正の経緯》

資料2

【制定の経緯】

昭和50年に部落地名総鑑（＝同和地区の名称や所在地、戸数、主な職業などを記載した書籍）が売買されている事件が発覚

国会でも取り上げられるなど、大きな社会問題に発展
部落差別につながる調査行為等をなくそうという気運の高まり



- ・ 昭和59年12月に大阪府同和対策審議会から条例による法的整備の必要性を答申
- ・ 昭和60年に結婚差別等の差別事象を引き起こすおそれのある個人調査を規制する条例の制定（昭和60年3月公布、10月施行）

【改正の経緯】

平成19年にリサーチ会社がマンション建設の候補地決定の際に行う土地調査の中で、同和地区の所在地等を調査報告していることが発覚



- ・ 平成23年10月に、差別につながる土地調査を防止するため、土地調査を行う者を規制対象とした改正条例を施行

※本条例において、「同和地区」は、「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」と定義しています。

《条例について》



(目的)

- 同和地区に居住していることや居住していたことを理由になされる結婚差別、就職差別等の差別事象を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人権の擁護に資すること。

(責務)

- 大阪府・・・国及び市町村と協力して必要な啓発に努める
- 興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者
 - ・・・条例の目的に反する行為をしないよう努める
- 府 民・・・条例の目的に反する調査や調査の依頼をしないよう努める

○興信所・探偵社業者の組織する団体における自主規制

- ・構成員に条例の遵守事項を遵守させるため、必要な規約の設定、届出
- ・構成員に対する遵守の指導

《興信所・探偵社業者の遵守事項及び罰則等》

(遵守事項)

- ① 特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が、同和地区にあるかないかについて調査し、又は報告しないこと
- ② 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

(罰則等)

◆営業に関する報告若しくは資料の提出、立入検査を正当な理由なく拒むなどの場合

→ 罰則（3万円以下の罰金）※両罰規定あり

◆遵守事項に違反した場合

違反行為に対し、指示 → 営業停止命令 → 停止命令に違反した者

→ 罰則（3ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金）※両罰規定あり

※法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が業務主の業務に関し所定の違反行為をしたときはその行為者と業務主を双方罰します。

《届出及び罰則等》

○届出事項

興信所・探偵社業を営もうとする者は、あらかじめ、次の事項を知事に届け出なければならない。

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・営業所の名称及び所在地

○変更・廃止届出について

届出内容に変更が生じた場合、営業を廃止する場合は、変更、廃止した日から10日以内に知事に届け出なければならない。

○各種（新規・変更・廃止）届出書〔大阪府ホームページ〕

<http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=12550>

○罰則

届出義務違反に対して罰則（科料）※両罰規定あり

○問合せ先 府民文化部 人権局人権擁護課 人権・同和企画グループ

電話番号 06-6210-9282 FAX番号 06-6210-9286

メールアドレス iinken@sbox.pref.osaka.lg.jp

住 所 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎38階

《帳簿等の備付け及び罰則等》

「興信所・探偵社業者」は、その営業所ごとに、その営業に関する帳簿及び従業者名簿を備え、記載しなければならない。

○結婚、就職等個人調査記録簿

（依頼を受けた年月日、依頼の概要、報告した年月日、報告の概要、担当者氏名）

○従業者名簿

（氏名、住所、性別、生年月日、採用年月日、退職年月日）

【保存期間】

○結婚、就職等個人調査記録簿⇒最終の記載をした日から1年間

○従業者名簿⇒従業者の在職期間及び退職後1年間

（罰則）

違反行為に対し、罰則（科料）※両罰規定あり

《「土地調査等」とは》

資料7

府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告することをいう。

■ 本来の目的である営業行為に関連・付随して行われる土地調査

■ 調査（報告）の対象となる土地及びその周辺地域に関する調査



■ 特定の業界・業種に限って行われるものではなく、あらゆる業界の事業者が行う本来の営業行為に関連して行われる土地調査が対象（全ての事業者が対象）

《「土地調査等」を行う者の遵守事項等》 資料8

◎ 遵守事項

- ① 調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告しないこと。
- ② 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

◎ 勧告・事実の公表

「土地調査等」を行う者が遵守事項に違反した場合は、知事が、勧告や事実の公表ができることとしています。

⇒（方法） 府のホームページや府公報に登載、事業者の名称・違反の内容など



★ 条例については、以下のURL（人権局ホームページ）をご参照ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken-yogo/chousajyourei/index.html>

《条例の周知啓発のお願い》

- 部落差別につながる個人調査や土地調査は、悪質な人権侵害をひきおこす可能性があります。
- このような調査をなくすためには、事業者の皆様が条例を遵守いただくこと、府民一人ひとりの理解と協力が必要です。
- 条例の目的に反する調査依頼があった場合は、依頼者にこの条例の目的や、府民、興信所・探偵社業者の責務等を伝えていただき、依頼者への啓発をお願いします。

【大阪府公式】もずやんと一緒に大阪府の条例を勉強しよう！

<https://youtu.be/yzF5QVgYmuA>

差別につながる
調査はしない！

部落差別につながるおそれのある調査の依頼はやめましょう。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

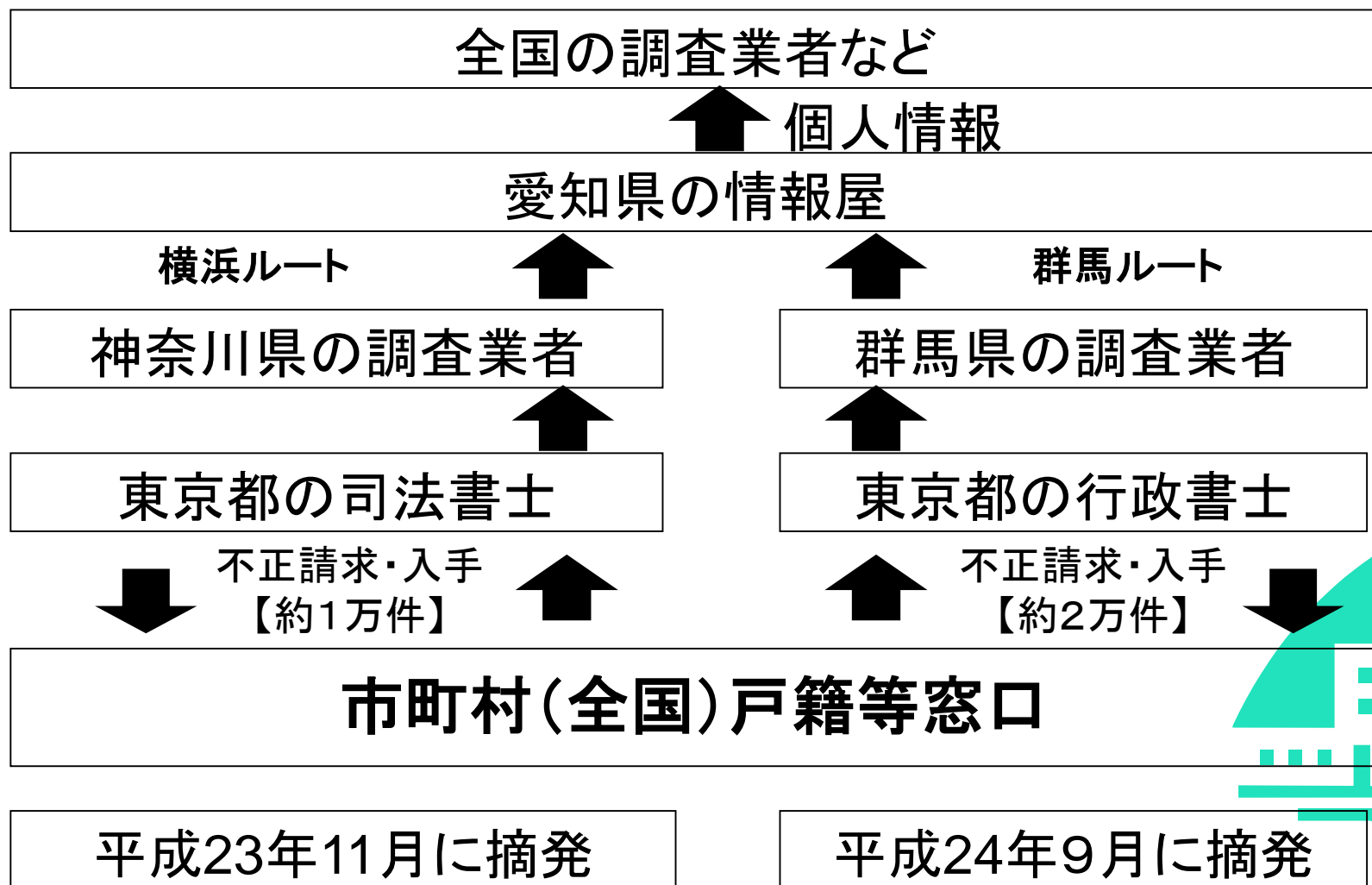
平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

大阪府

大阪府広報担当 町田 もずやん



不正取得の構図



大阪府個人情報保護条例に基づく事業者に対する規定

大阪府が保有する個人情報の取り扱いについての規定と事業所の皆さんに守っていただくべき責務等を定めています。

事業者に係る規定内容

- 事業者の個人情報保護の義務に関すること
- 事業者に不適正な取扱いがあった場合の指導等に関すること

大阪府個人情報保護条例に おける事業者の責務(その1)

◆大阪府個人情報保護条例第47条第1項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、府の個人情報保護施策に協力する責務を有する。

必要な措置とは？

事業者は、個人情報の収集、管理、利用、提供等を行うことにより個人の権利利益を侵害することのないよう、自主的な保護措置を講ずる義務があります。

◆条例第49条第2項

事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針(事業者指針)を作成・公表

大阪府個人情報保護条例 における事業者の責務(その2)

◆大阪府個人情報保護条例第47条第2項

事業者は、要配慮個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱う責務を有する。

要配慮個人情報とは？

個人情報のうち、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関の規則で定める記述等が含まれるものをいう。

※大阪府個人情報保護条例第2条第2号

特に慎重に取り扱うとは？

要配慮個人情報については、その取扱いが不適正であるような場合には、個人の権利利益の侵害のおそれが大きいため、特に慎重な取扱いを求めることを意味するものである。

大阪府個人情報保護条例違反 の有無に関する調査

◆大阪府個人情報保護条例第50条(説明又は資料の提出の要求)

知事は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

[運用]

第53条に定める府民等からの苦情相談があった場合、まず、事業者又は関係人に対して任意で事情を調査し、その結果、当該事業者の個人情報の取扱いが個人の権利利益を侵害するおそれがあり、社会的にも是認されないものであるとの疑いが認められる場合には、本条に基づき、説明又は資料の提出を求めるものとする。